Park–UP 施設

設 置 ガ イ ド ラ イ ン

京 都 市 建 設 局

目次

1　はじめに 1

1．Park−UP 事業とは 1

2．Park−UP 事業の流れ 2

3．Park−UP 施設とは 3

2　ガイドラインの目的 4

3　皆さんに実施していただくこと 5

1．手続の流れについて（計画～供用開始） 5

4　Park−UP 施設の計画 6

1．配置 6

2．構造 7

3．規模 8

4．外観 9

5．付帯設備 10

5　その他 13

1　はじめに

1．Park−UP 事業とは

本市では、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、「Park-UP 事業」を創設しました。

Park-UP 事業は、地域が主体的に公園を管理運営することを前提に、行政が定めた画一的な利用ルールによる管理から脱却し、地域合意のうえ、地域の実情にあった運営方針や利用ルールを定めることを認めるものです。これにより、多様化する公園利用者のニーズに応じた柔軟な管理運営が可能になるとともに、公園を中心とした地域コミュニティの活性化が期待されます。また、民間企業、市民活動団体、大学、ＮＰＯなどのサポート団体が、地域による公園の管理運営を支援することで、公園の楽しみ方が広がり、人々が集い交流する場となるなど、関係人口を更に増加させる好循環を構築しながら、柔軟で持続可能な公園の管理運営が実現することを目指しています。

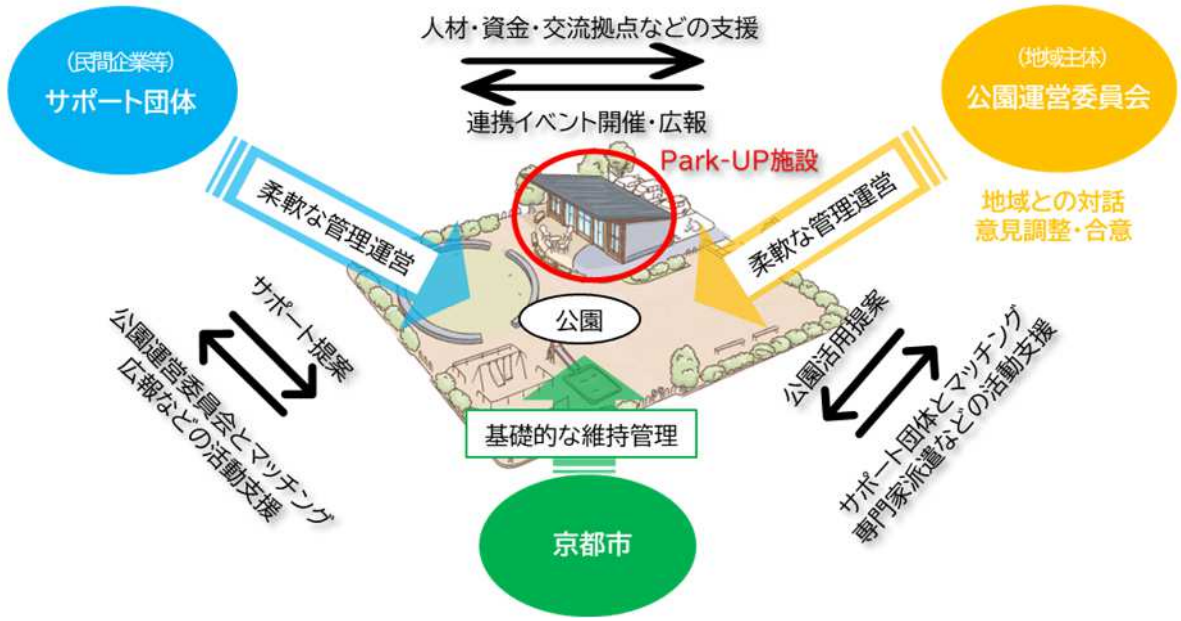

Park−UP 事業を通じて、以下のような公園の未来像の実現を目指していきます。

・公園の柔軟な運営方針の下、子どもの遊び場、多世代が交流する場としての魅力向上へ

・公園を拠点としたまちづくりにより、地域の新たな価値の創出や地域課題を解決

・公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる

・公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで定住人口の増加へ

2．Park–UP 事業の流れ

Park–UP 事業は下図に示すように大きく分けて３つのフェーズに分かれています。

本ガイドラインでは「フェーズ３：更なる公園の活用」について規定しています。フェーズ１、２については、別に定める、「Park–UP 事業実施要綱」及び「Park–UP 事業活用ガイドライン」をご確認ください。

Park–UP 事業実施の流れ

フェーズ１：地域主体の公園の管理運営

地域の提案主体が中心となり利用圏域の住民で話合いを進め、地域合意のうえ、公園の運営方針や利用ルールを定め、公園運営委員会を設立します。

フェーズ２：多様なサポート団体との連携

サポート団体との連携により、柔軟に公園を管理運営し、公園の魅力を向上に取り組みましょう。

フェーズ３：更なる公園の活用

更なる公園の活用・持続可能な管理運営を目指し、Park-UP 施設の設置が可能になります。

関連する要綱など

・Park–UP 事業実施要綱

・Park–UP 事業活用ガイドライン

・Park-UP 施設設置要綱

・**Park-UP 施設設置ガイドライン**

Park-UP 施設は、公園運営委員会やサポート団体としての適切な管理運営実績や利用圏域内の住民との対話を行ったうえで計画することができます。

Park-UP 施設を検討されている方は、まずはフェーズ１から実施しましょう。

3．Park–UP 施設とは

Park-UP 施設とは、Park–UP 事業において、公園の持続的な利用の促進と地域コミュニティの活性化等に資するものとして、公園運営委員会、サポート団体（以下「設置主体」という。）が設置・管理・運営する建築物（公園施設)であり、以下に規定する機能を備える必要があります。

都市公園法第２条第２項に規定する「公園施設」に該当する建築物とし、次の⑴から⑶までの全ての機能を備えることを必須とする。

⑴　公園利用者の交流スペースとしての機能

⑵　イベントスペースとしての機能

⑶　公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

※ただし、柔軟な公園の管理運営に資すると認められる便益施設等を併設することも可能とする。

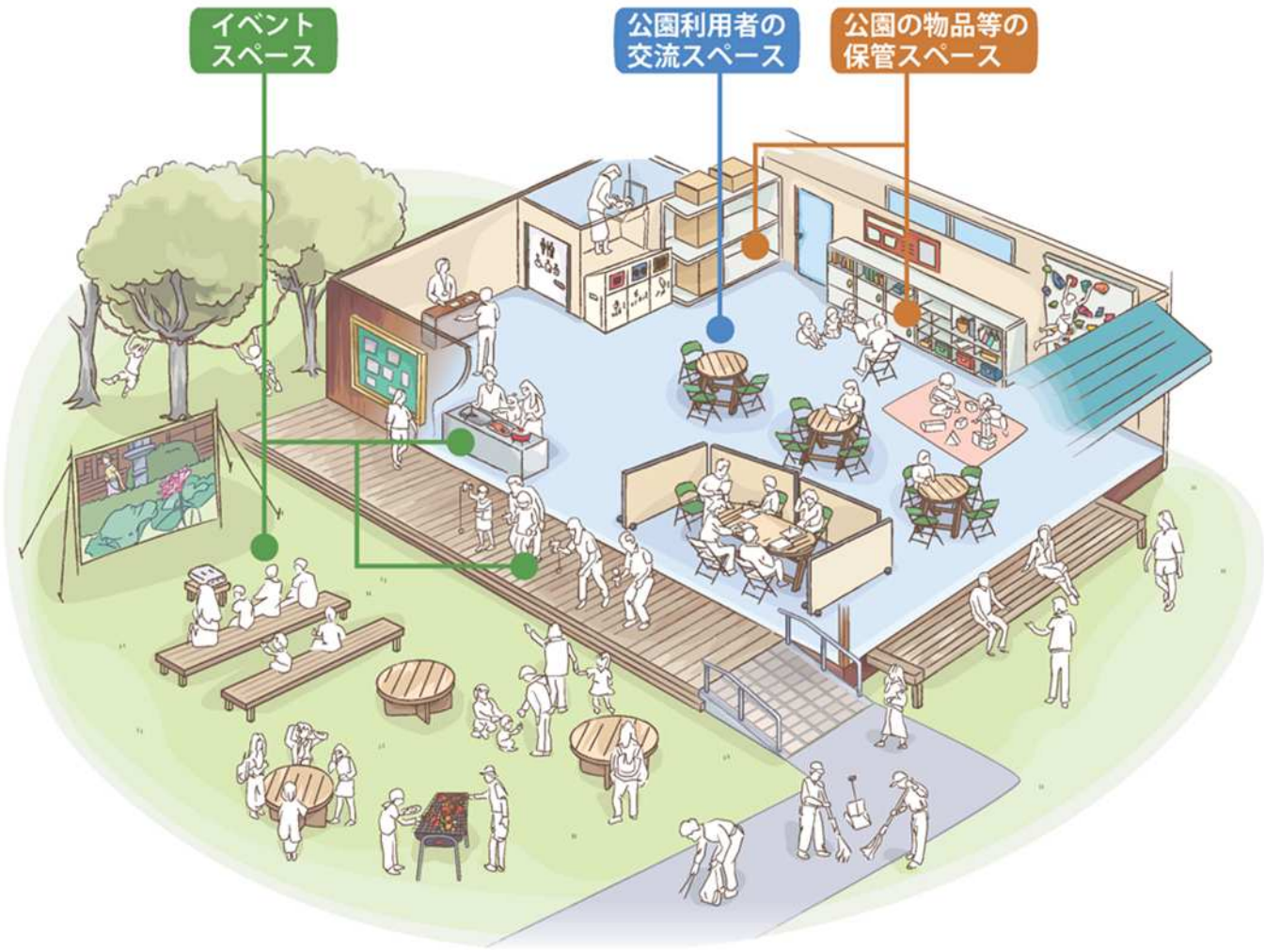

– Park-UP 施設に備える機能のイメージ –

2　ガイドラインの目的

本ガイドラインは、Park−UP 事業において規定されている、Park-UP 施設の機能、配置、構造等の条件及び Park-UP 施設が適切な効用を発揮できるように定めるものです。ただし、本ガイドラインの規定にかかわらず、以下に示す法令、条例及び要綱等による規定がある場合は、それらの規定を満たす必要があることに留意してください。

なお、本ガイドラインに規定がない事項についても、公園の管理運営上、支障があると認められる場合は、事前協議及び Park-UP 施設設置審査委員会による審査の際に市から指導を行う場合があります。

「京都市緑の基本計画」
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関係法令」
「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」
「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」
「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」
「京都市開発技術基準」

等

公園は公園緑地が有する様々な効果の発現により、以下のような役割を持ち、豊かな市民生活を実現するうえで、必要不可欠な社会的共通資本となっていますので、公園の持つ役割を踏まえたうえで、Park-UP 施設の計画を進めていくことが大切です。

① 温室効果ガスの吸収や生物多様性確保など、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。（環境保全）

② 人工構造物に囲まれる都市において、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成する。（景観形成）

③ 災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。（防災）

④ 地域コミュニティ活動や散策・スポーツ活動など都市住民の多様な活動を支える場を提供する。（健康・レクリエーション）

＊「令和５年度版公園緑地マニュアル」（一般社団法人日本緑地協会）

3　皆さんに実施していただくこと

1．手続の流れについて（計画～供用開始）

Park–UP 事業における Park-UP 施設の計画から供用開始までの主な流れは以下のとおりです。

本ガイドラインに規定されている手続のほかに、通常、建築物を整備する際に必要となる各種法令による手続については、別途行う必要がありますので御注意ください。

① Park-UP 施設の配置や仕様を決めよう

- ●設置主体が利用圏域の住民や公園関係者等と話し合い、Park-UP 施設の機能、配置、構造等の基本計画を作成
- ●利用圏域の自治連合会等の同意を得る
- ●市及び有識者(京都市都市緑化審議会委員等)と事前協議
- ●設置主体が中心となり、公園周辺の住民に対し基本計画の説明を行う

② Park-UP 施設審査委員会の審査を受けよう

- ●Park-UP 施設審査委員会 (※) へ図面や資金計画、事前協議の対応状況を示す実施計画書を提出
  ※ 施設の機能、配置、構造等が本ガイドラインに適合しているかを判断する市の内部機関
- ●Park-UP 施設審査委員会による審査
- ●Park-UP 施設仕様適合証の交付を受ける

③ Park-UP 施設設置協定書を締結して、設置許可を受けよう

- ●設置主体と市で協定書を締結
- ●設置主体から市へ設置許可申請

④ 工事完成後、市の確認を受けよう

- ●工事完成後、市が確認

⑤ Park-UP 施設の供用開始！柔軟に活用しよう

4　Park–UP 施設の計画

１．配置

Park-UP 施設を設置する際の配置に関する規定です。Park-UP 施設は、他の公園施設と一体的に利用することで、公園利用者の更なる利便性・多様性の向上につながります。配置は Park-UP 施設本体に加え、デッキ等の付帯設備も視野に入れて検討しましょう。 計画に当たっては公園利用者の視点に加え、公園周辺の住民への配慮も必要となります。配置の決定に当たっては、公園利用者や利用圏域の住民、専門家等、多様な意見を十分に聞いたうえで決定することが望まれます。

・公園の特性（公園内外の環境、利用者ニーズ、整備計画やコンセプトなど）を十分考慮すること
・公園外周から視認しやすく、アクセスしやすい配置とすること
・Park-UP 施設による死角（視線が届かないところ）ができにくい配置とすること
・既存の公園機能を極力阻害しない配置とすること
・やむを得ず、既存の公園施設を撤去して Park-UP 施設の配置を行う場合は、代替機能を確保すること（代替機能を確保しないことを、利用圏域の住民等との話し合いにより決定する場合はこの限りではない。）
・隣接敷地・建物へ配慮すること（騒音・日陰・壁面による圧迫感等）
・公園の通常利用やイベント等の障害にならず、一体利用が可能な配置とすること
・道路からの見通し確保のため、セットバック等による飛出し防止措置を施すこと

– Park-UP 施設の配置イメージ　–

２．構造

Park-UP 施設の構造に関する規定です。

Park-UP 施設の設置及びそれに伴いその他公園施設等の改修等が必要となる場合は、公園を整備するに当たって満たすべき基準に適合している必要があります。

（１）構造

・仮設建築物（建築基準法第８５条第６項）としないこと
・Park-UP 施設は屋根、壁面、開口部等の意匠、構造を工夫し、公園利用者や周辺建物への圧迫感の軽減、周囲の景観と調和するよう配慮すること
・Park-UP 施設は「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、環境負荷の低減に努めること

（２）ライフライン設備

・公園内の配線は、原則として地下埋設方式とすること
・配線及び水道等の地下埋設管の設置については、Park-UP 施設及び他の公園施設の配置を考慮したうえで、公園内を大きく横断しない配置とすること ※公園管理者設置の電線等に接続することや分岐させることはできません。 ※Park-UP 施設の設置許可申請時に配線・配管等図面も合わせて提出が必要となります。

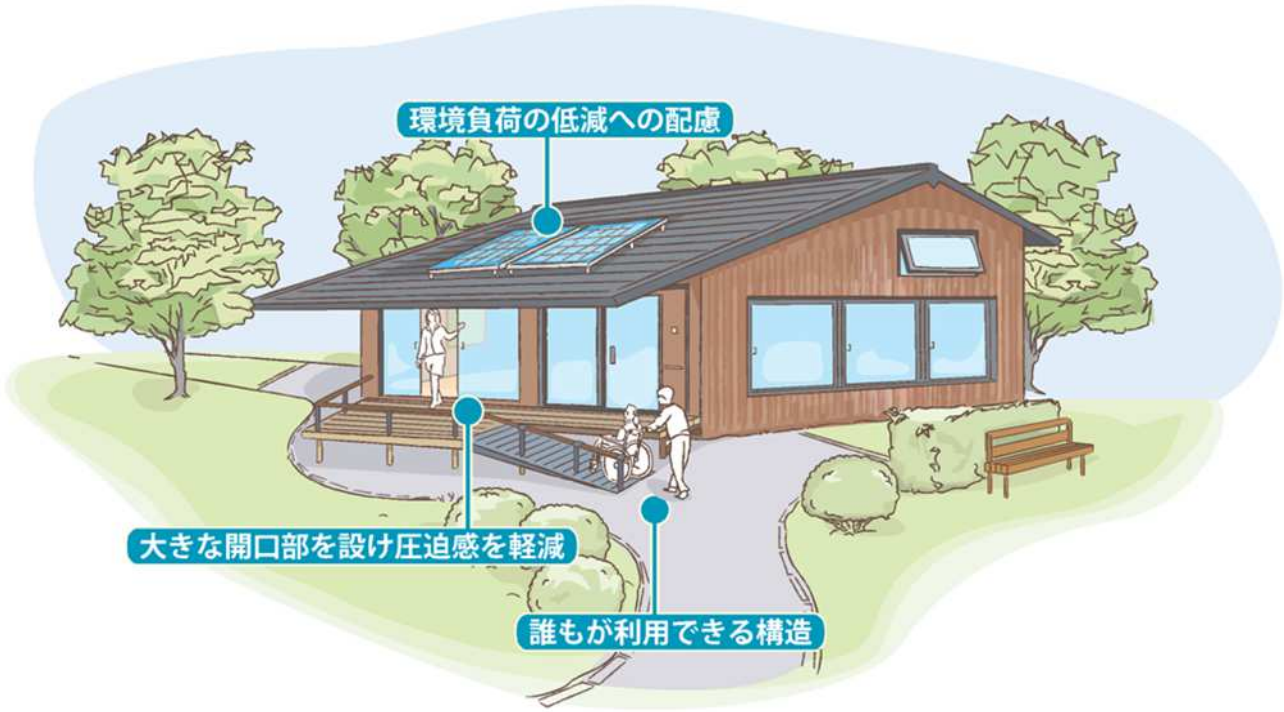

－ Park-UP 施設の構造イメージ －

３．規模

公園内に設置できる Park-UP 施設の規模は、京都市都市公園条例で定められています。

Park-UP 事業を実施する公園において、地域主体の柔軟な管理運営を進め、Park-UP 施設設置協定書を締結した場合は、建蔽率を１０パーセント上乗せすることを認めています。

・建築基準法上の建築面積の上限は、京都市都市公園条例第１条の３第２項に規定する基準の範囲内とすること

＊当該公園内に倉庫等の既存の建築物が設置されている場合、既存の建築物も含めて建築面積を算出する

建蔽率の上乗せ（都市公園条例　第1条の3）

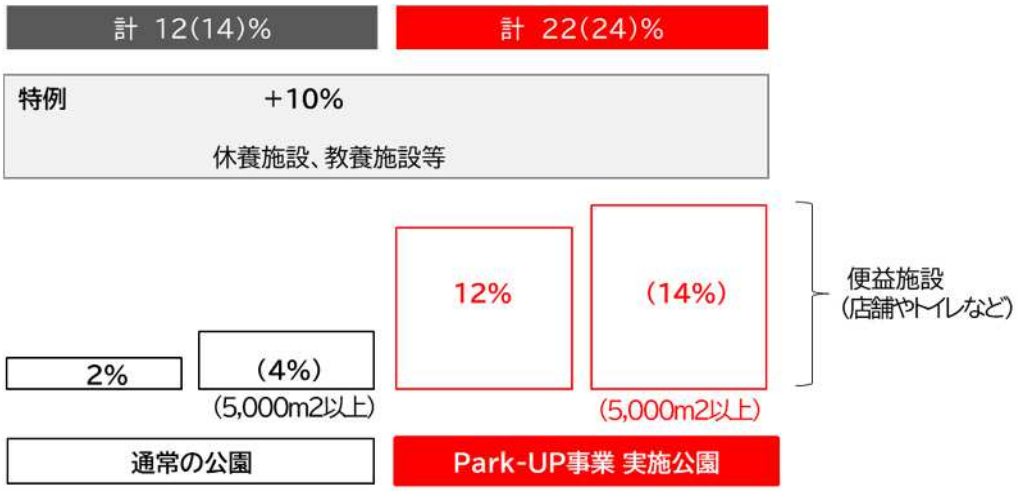

４．外観

Park-UP 施設の外観に関する規定です。

公園は、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重なオープンスペースです。Park-UP 施設の外観は、公園の景観だけではなく周囲の建物・街並みなど、全体のバランスに配慮して計画しましょう。

地域に慣れ親しんだ色彩や地域に培われた素材の色彩を活かすことも効果的です。

（１）外観

・都市計画法、建築基準法、景観法等の関係法令を遵守するほか、京の景観ガイドラインの基準に従い、京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例等に適合させること
・外壁や屋根などの建物の大きな面積を占める部分は、公園の景観と調和する色彩、素材とするなど配慮すること
・Park-UP 施設の屋外設備は、Park-UP 施設の配置、構造と一体的に検討し、公園の景観との調和に配慮すること

（２）外壁の開口部

・公園と一体的な空間となるよう開口部を設置し、Park-UP 施設との連続性に配慮すること
・開口部は室内外の活動がお互いに視認できる配置となるよう配慮すること

（３）軒下空間

・Park-UP 施設には軒の出の機能を確保し、利用者の滞留・交流空間を創出するよう配慮すること

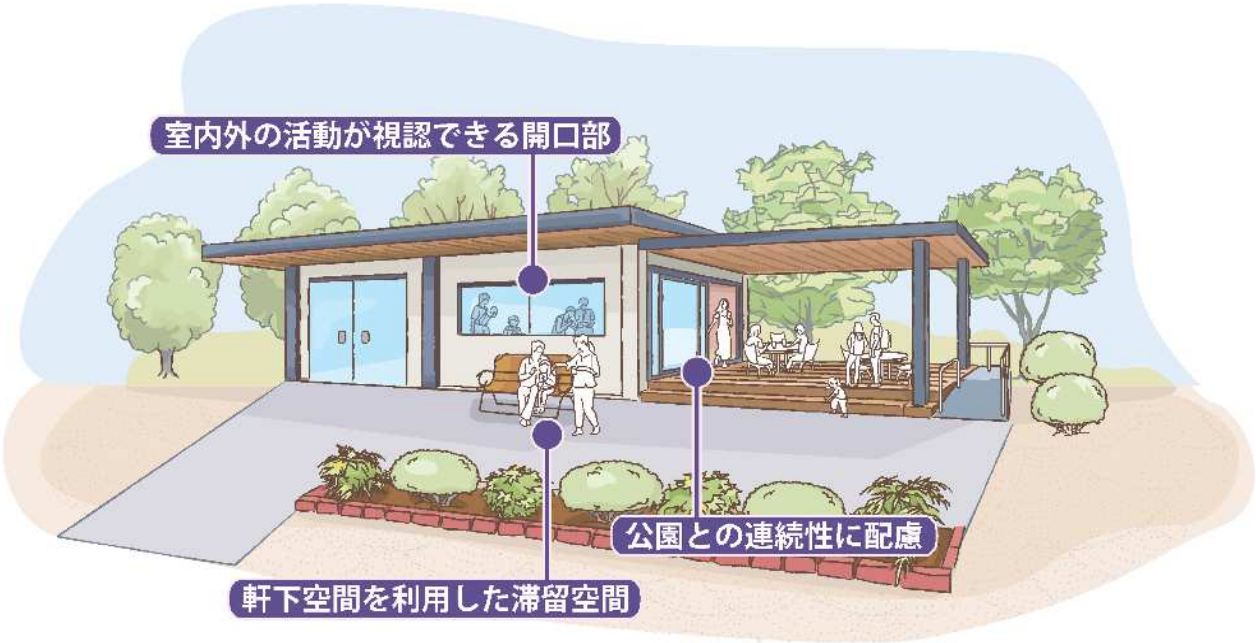

－ Park-UP 施設の外観イメージ －

５．付帯設備

Park-UP 施設の圧迫感の軽減や一体利用を促進するため、公園景観との調和に配慮した付帯設備に関して定めています。本章では、その一例を記載しており、その目的に応じた付帯設備を検討することが大切です。

（１）他の公園施設と Park-UP 施設をつなぐ設備

Park-UP 施設と他の公園施設の一体利用及び利用者の屋内・屋外間での移動が円滑に行えるよう、デッキ等の設備を設けましょう。また、他の公園施設と Park-UP 施設のつながりに配慮しましょう。

デッキ、縁側

・デッキ部分の素材は、耐久性・防滑性を考慮した材料とし、継続的に使用できるよう配慮すること
・デッキ部分上部には建物壁面からの開閉式屋根（オーニング等）等による、夏季直射光の遮断・雨の降込を防ぐ配慮を行い、年間を通して利用しやすい環境づくりに努めること

植栽

・Park-UP 施設の壁面等が露出する場合は、低木や花壇等の緩衝帯を設け、公園の景観とのつながりに配慮すること

（２）利用者への安全対策

Park-UP 施設の設置に伴い、公園利用者への危険性が予見される場合は、必要な措置を講じましょう。駐車場を設置する場合は必要最低限の面積にとどめ、オープンスペースという側面を考慮し、緑化等に努めるなど、活用方法及び安全対策を検討しましょう。

フェンス

・Park-UP 施設が広場に面しており、ボールの飛来等により窓ガラスの破損が予見される場合は、フェンス等による防護措置を講じること
・透過性のあるフェンス等とし、死角を生じさせないよう配慮すること。また、Park-UP 施設とその他公園施設との一体利用に支障が生じないよう配慮すること

車止め

・車両の進入や人の飛出し等が懸念される箇所には、車止めの設置等により安全対策を講じること

（３）誰でも利用しやすい施設に

運営委員会以外の方にも積極的に公園の運営に関わってもらうには活動内容を周知することが大切です。Park-UP 施設には公園利用者の利用調整や地域行事の案内を行えるスペースを設けましょう。

掲示板

・掲示板には案内だけではなく、Park-UP 施設の名称、管理者を明示すること
・Park-UP 施設に設置する掲示板及び自家用屋外広告物について、京都市屋外広告物等に関する条例等に適合させること

（４）もっと利用しやすく

Park-UP 施設と他の公園施設での活用方法をイメージして付帯設備を考えましょう。付帯設備を設置することで、イベント等を含めて、多くの活用方法に対応することができます。

外部水栓・手足洗い場

・Park-UP 施設と公園の間には外部水栓・手足洗い場を設け、施設への泥等の持込軽減に配慮すること。手足洗い場は子どもの水遊びへの利用も視野に、排水口に溜まった砂等が清掃しやすいつくりとすること

外部電源

・使用しないときは鍵をかけるなど、目的と異なった利用ができないよう対策を講じること

（５）公園の環境整備

Park-UP 施設を含めた公園全体の更なる魅力向上を目指し、その他公園施設の整備についても検討しましょう。また、環境面においても、公園の持つ特性や自然環境に応じた整備を検討することが大切です。

・「京都市緑の基本計画」「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、緑化等に努めること
・Park-UP 施設の設置と併せ、できる範囲でその他公園施設の整備について検討すること

（６）災害時に備える

公園は災害時に効果的な活用ができる空間としての役割を持っています。Park-UP 施設においても、災害時に防災拠点として活用できることが期待されます。

防災設備

・「京都市避難所運営マニュアル」を参考に、災害時のマニュアルや備品等の備え付けを検討すること

（７）その他の設備について

倉庫

・公園の管理運営に必要な物品等を保管する倉庫は、原則、Park-UP 施設と一体で整備するものとすること
・既存の倉庫は Park-UP 施設に統合すること。ただし、やむを得ない場合は、新設する Park-UP 施設に隣接する場所に移動すること

ゴミ置場

・屋外にゴミ集積所を設置しないこと

駐輪場

・Park-UP 施設の規模等に応じて必要な面積を設けること

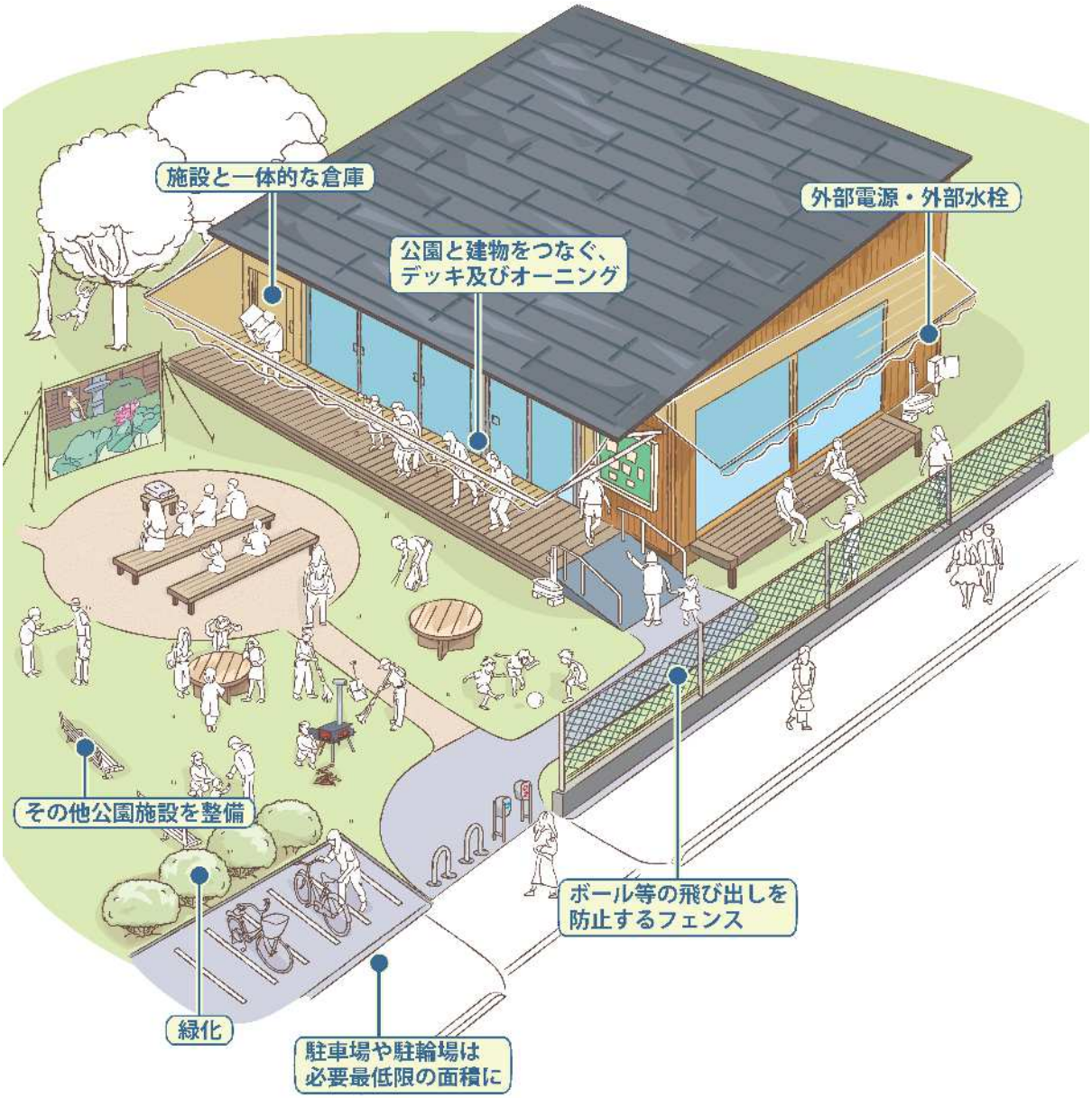

－ Park-UP 施設の付帯設備イメージ －

5　その他

・チェックシート

項目	小項目	ガイドラインの内容	チェック欄
計画	-	公園の持つ以下の役割を認識したうえで、Park-UP施設の計画を行うこと ①　温室効果ガスの吸収や生物多様性確保など、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。（環境保全） ②　人工構造物に囲まれる都市において、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成する。（景観形成） ③　災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。（防災） ④　地域コミュニティ活動や散策・スポーツ活動など都市住民の多様な活動を支える場を提供する。（健康・レクリエーション）	□
配置	–	公園の特性（公園内外の環境、利用者ニーズ、整備計画やコンセプトなど）を十分考慮すること	□
		公園外周から視認しやすく、アクセスしやすい配置とすること	□
		Park-UP施設による死角（視線が届かないところ）ができにくい配置とすること	□
		既存の公園機能を極力阻害しない配置とすること	□
		やむを得ず、既存の公園施設を撤去してPark-UP施設の配置を行う場合は、代替機能を確保すること（代替機能を確保しないことを、利用圏域の住民等との話し合いにより決定する場合はこの限りではない。）	□
		隣接敷地・建物へ配慮すること（騒音・日陰・壁面による圧迫感等）	□
		公園の通常利用やイベント等の障害にならず、一体利用が可能な配置とすること	□
		道路からの見通し確保のため、セットバック等による飛出し防止措置を施すこと	□
構造	構造	仮設建築物（建築基準法第８５条第６項）としないこと	□
		Park-UP施設は屋根、壁面、開口部等の意匠、構造を工夫し、公園利用者や周辺建物への圧迫感の軽減、周囲の景観と調和するよう配慮すること	□
		Park-UP施設は「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、環境負荷の低減に努めること	□
	ライフライン設備	公園内の配線は、原則として地下埋設方式とすること	□
		配線及び水道等の地下埋設管の設置については、Park-UP施設及びほかの公園施設の配置を考慮したうえで、公園内を大きく横断しない配置とすること ※公園管理者設置の電線等に接続することや分岐させることはできません。 ※Park-UP施設の設置許可申請時に配線・配管等図面も合わせて提出が必要となります。	□
規模	-	建築基準法上の建築面積の上限は、京都市都市公園条例第１条の３に規定する基準の範囲内とすること ＊当該公園内に倉庫等の既存の建築物が設置されている場合、既存の建築物も含めて建築面積を算出する	□
外観・構造	外観	都市計画法、建築基準法、景観法等の関係法令を遵守するほか、京の景観ガイドラインの基準に従い、京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例等に適合させること	□
		外壁や屋根などの建物の大きな面積を占める部分は、公園の景観と調和する色彩、素材とするなど配慮すること	□
		Park-UP施設の屋外設備は、Park-UP施設の配置、構造と一体的に検討し、公園の景観との調和に配慮すること	□
	外壁の開口部	公園と一体的な空間となるよう開口部を設置し、Park-UP施設との連続性に配慮すること	□
		開口部は室内外の活動がお互いに視認できる配置となるよう配慮すること	□
	軒下空間	Park-UP施設には軒の出の機能を確保し、利用者の滞留・交流空間を創出するよう配慮すること	□
付帯設備	デッキ、縁側	デッキ部分の素材は、耐久性・防滑性を考慮した材料とし、継続的に使用できるよう配慮すること	□
		デッキ部分上部には建物壁面からの開閉式屋根（オーニング等）等による、夏季直射光の遮断・雨の降込を防ぐ配慮を行い、年間を通して利用しやすい環境づくりに努めること	□
	植栽	Park-UP施設の壁面等が露出する場合は、低木や花壇等の緩衝帯を設け、公園の景観とのつながりに配慮すること	□
	フェンス	Park-UP施設が広場に面しており、ボールの飛来等により窓ガラスの破損が予見される場合は、フェンス等による防護措置を講じること	□
		透過性のあるフェンス等とし、死角を生じさせないよう配慮すること。また、Park-UP施設とその他の公園施設の一体利用に支障が生じないよう配慮すること	□
	車止め	車両の進入や人の飛出し等が懸念される箇所には、車止めの設置等により安全対策を講じること	□
	掲示板	掲示板には案内だけではなく、Park-UP施設の名称、管理者を明示すること	□
		Park-UP施設に設置する掲示板及び自家用屋外広告物について、京都市屋外広告物等に関する条例等に適合させること	□
	外部水栓・手足洗い場	Park-UP施設と公園の間には外部水栓・手足洗い場を設け、施設への泥等の持込軽減に配慮すること。手足洗い場は子どもの水遊びへの利用も視野に、排水口に溜まった砂等が清掃しやすいつくりとすること	□
	外部電源	使用しないときは鍵をかけるなど、目的と異なった利用ができないよう対策を講じること	□
	環境整備	「京都市緑の基本計画」「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、緑化等に努めること	□
		Park-UP施設の設置と併せ、できる範囲でその他公園施設の整備について検討すること	□
	防災設備	「京都市避難所運営マニュアル」を参考に、災害時のマニュアルや備品等の備え付けを検討すること	□
	倉庫	公園の管理運営に必要な物品等を保管する倉庫は、原則、Park-UP施設と一体で整備するものとすること	□
		既存の倉庫はPark-UP施設に統合すること。ただし、やむを得ない場合は、新設するPark-UP施設に隣接する場所に移動すること	□
	ゴミ置場	屋外にゴミ集積所を設置しないこと	□
	駐輪場	Park-UP施設の規模等に応じて必要な面積を設けること	□

第１版：令和６年４月

【お問合せ先】

京都市　建設局　みどり政策推進室

〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

ＴＥＬ（０７５）２２２－４１１４　／　ＦＡＸ（０７５）２１２－８７０４